

広島県告示第四百七十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

安芸高田市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二八年九月二六日	午前一〇時三〇分～午後〇時	安芸高田市役所八千代支所
	午後一時三〇分～午後三時	安芸高田市商工会向原支所
平成二八年九月二七日	午前一〇時三〇分～午後〇時	安芸高田市役所美土里支所
	午後一時三〇分～午後三時	安芸高田市役所高宮支所
平成二八年九月二八日	午前一〇時三〇分～午後三時	安芸高田市役所甲田支所
平成二八年九月二九日	午前一〇時三〇分～午後三時	安芸高田市民文化センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二八年九月二六日～ 平成二九年三月二一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会